

# わが国のNGO団体における難民定住支援

荻野 剛史

愛知みずほ大学人間科学部人間科学科 講師

わが国において難民を受け入れてから30年以上が経過したが、この間インドシナ難民を約11,000人、条約難民を600人弱受け入れてきた。またパイロットケースとして、タイ在住のミャンマー難民の第三国定住を進めており、今後、難民とともに生活することは身近になると考えられる。

一般に、難民が言語や生活様式が異なる国で生活するにあたり、定住のための諸支援が必要とされる。わが国の場合、その支援はNGOなどの民間団体が担ってきたが、どのような支援が提供されてきたか、この点については明らかになっていない。

以上の背景のもと、本研究では、5つのNGO団体の実践記録の分析をつうじ、滞日インドシナ難民に対して行われてきた支援を明らかにすることを目的としている。

分析の結果、調査対象となったNGO団体は、日本で生活するインドシナ難民に対し、1981年から2000年の間、「日常生活に対する支援」「文化継承のための支援」「その両方に対する支援」が提供されていたことが明らかになった。

キーワード：滞日難民 定住支援 NGO

## 1. はじめに・問題の所在

わが国において、初めて難民を受け入れてから30年以上が経過した。この間、インドシナ難民と呼ばれるベトナム、ラオス、カンボジアからの難民をおよそ11,000人受け入れ、また1981年・1982年に難民条約<sup>1)</sup>を批准したことに伴い、これまでおよそ600人弱を条約上の難民として認定し、受け入れてきた。さらに2010年秋から第三国定住制度によって、タイの難民キャンプで生活するミャンマー難民を受け入れてきた経緯がある。

日本の難民保護が語られる場合、その受入数の少なさや選別の上の受け入れなどが問題となり、「難民保護の後進国」といった指摘を受けることが少なくない。インドシナ難民・条約難民とも受け入れ数の少なさに対する批判は免れないが、その一方でアジア諸国において比較的早期にインドシナ難民を受け入れたこと、本稿で指摘するような各種のNGO団体（非政府組織：Non-governmental organization（以下、NGO団体））などが、地域社会において彼らをサポートする体制を整えてきたことを考えると、かならずしも批判される側面だけではなく、適切に評価されるべき部分もあると考えられる。

日本で難民が地域社会に定住するまでには、時期によって多少異なるものの、概ね一時保護施設→定住促進センター→地域社会というプロセスを経ることになる（荻野 2006: 8-11）が、それぞれの段階で何らかの支援が必要となる。もっとも長い期間を占める地域社会での生活における公的なケアは日本で唯一の公的な支援機関である「アジア教育福祉財団難民事業本部」運営の相談窓口や一部の市区町村役場による相談窓口、各地の国際交流協会がある程度であり、例えば各種の事故処理や隣近所とのもめ事の解消支援など、相談以上の支援は、公的には行われてこなかったのが現状である。

では日本で生活する難民、特に滞日インドシナ難民（以下、滞日難民）が抱える生活の困りごとには、誰が、どのように対応してきたのだろうか。小泉が「インドシナ難民問題の発生で、1970年代末には、難民救済を目的にした、『日本国際ボランティアセンター』、『曹洞宗ボランティア会』、『難民を助ける会』、『幼い難民を考える会』など、いくつもの民間ボランティア団体が生まれた」（小泉 2010: 39）と指摘するように、政府や自治体による支援が十分ではなかった部分については、当時誕生したNGO団体などが担ってきた。

では、どのような活動が行われてきたのだろうか。この点について明確になっているとは言い難い。例えば武田は、諸NPO団体による諸支援、例えば日本語教室や生活相談などについて言及しているが（武田 2002; 2004）、滞日難民に特化した支援ではなく、滞日外国人一般に対する支援を述べているにすぎない。各団体の活動は個々の事業報告書等で参照できるが、NGO団体が行ってきた滞日難民支援の全体像は明らかになっているとは言い難い。

前述した第三国定住制度によって日本は定期的に難民を受け入れることになった。またその第一陣の定住地が千葉県八街市と三重県鈴鹿市に決定されたが、現行の制度が変わらない限り、地域社会において彼らの支援にあたるのは地域の住民やNGO団体となることが予想される。よってこれまでに行われた活動を振り返り、今後必要になるとと思われる支援を明らかにすることは急務と考えられる。

## 2. 研究の目的と方法

以上の背景のもと、本研究ではNGO団体が行ってきた定住支援（滞日難民が抱える生活の困りごとと解消のための支援）について、特に支援期間と支援内容を明らかにすることを目的とする。

検討対象の団体は、UNHCR駐日事務所（1988:

19) に掲載されている団体 (=「難民救援連絡会」に加盟していた団体) のうち5団体<sup>2)</sup> とし、これらの団体の刊行物 (年次報告書やニュースレター等) に記載されている滞日難民に対する定住支援活動の分析を行った。

### 3. 調査結果

調査結果は表のとおりである。これは、滞日難民に対して行われた定住支援を、NGO団体別に時系列で表したものである。本表をもとに、行われていた定住支援についてNGO団体ごとに確認しよう。

表 調査対象NGO団体による主な定住支援活動

団体名	定住支援内容	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90
幼い難民を 考える会	滞日難民宅への訪問					←					
	母国語による相談 (カンボジア語)							←			
	母国語による相談 (ベトナム語)									←	
	日本語情報誌刊行								←		
曹洞宗 ボランティア会	母国語図書館の運営	←									
	在日難民文化団体への資金・運営支援 <sup>4)</sup>				←					←	←
難民を 助ける会	奨学金		←								
	教科教育・語学教育 (母語、日本語)			←							
	難民相談室									←	
日本国際 ボランティア センター	滞日難民宅への訪問	←									
	母国語による生活情報誌刊行										←
	定住者による自主活動の支援									←	
法律扶助協会	法律相談			←							
団体名	定住支援内容	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	2000
幼い難民を 考える会	滞日難民宅への訪問				→						
	母国語による相談 <sup>5)</sup> (カンボジア語)				→						
	母国語による相談 <sup>5)</sup> (ベトナム語)				→						
	日本語情報誌刊行					→					
曹洞宗 ボランティア会	母国語図書館の運営 <sup>6)</sup>				→						
	在日難民文化団体への資金・運営支援						→				
難民を 助ける会	奨学金										
	教科教育・語学教育 (母語、日本語)										
	難民相談室										
日本国際 ボランティア センター	滞日難民宅への訪問		→								
	母国語による生活情報誌刊行						→				
	定住者による自主活動の支援						→				
法律扶助協会	法律相談 <sup>7)</sup>										

筆者作成。出所は注3参照。

#### (1) 幼い難民を考える会

「幼い難民を考える会」は、タイ国境の難民キャンプで生活するカンボジアの子どもたちの生活を支援するために1980年に設立された団体である(幼い難民を考える会 2010: 15)。現在に至るまで、カンボジアなど主に海外において支援活動を実践がなされてきたが、1985年から1994年まで、主にボランティアによる滞日難民宅への訪問や日本語情報誌の刊行、母国語による電話相談 (カンボジア語・ベトナム語) などの支援

が提供されてきた。

当時のボランティア活動参加者によれば、滞日難民宅への訪問は「タイの難民キャンプで知り合った人が日本に定住しているので、友だち付き合いをしているだけです」「困ったことがあったとき (略) かなり悩んだ末に相談を持ちかけられたことがあります」「私は、ベトナムの人の健康相談を受けています」「私が行ったのは、日本語を教えてほしいという要望があったからなんです。(略) それで、動物園や海などにいっしょに

行って、私はなるべく手を貸さないようにして、交通機関を覚えながら、日本語で話しかけるようにしています」(幼い難民を考える会 1985: 1-2)、「カンボジアの中3の女の子2人と、高3の男の子の勉強をみています」(幼い難民を考える会 1986: 1-2)など、「訪問」をつうじて、「友だち付き合い」「相談」「日本での生活習慣の教示」「日本語の教示」「学習支援」などの支援が行われていた。もっとも、これらの支援は日本人から滞日難民へ、といった一方通行の関係ではなく、「日本語の勉強という私たちの関係が交流というものになった」(幼い難民を考える会 1988: 1)など、滞日難民への定住支援が、結果として両者の関係性の構築に寄与している姿が見受けられた。

日本語情報誌(『こんにちはCYRです』)は、日本語(平仮名)と母国語により、「日本での暮らしに必要な情報」(幼い難民を考える会 1989: 5)を、滞日難民に提供するものである。

母国語による電話相談は、カンボジア語が1987年7月から、ベトナム語が1990年からスタートした(幼い難民を考える会 1987: 1; 1992: 4)。開始年(カンボジア語)は90件の相談が寄せられたとされ、最も多い内容が「日本語教育」(日本語の先生の希望、日本語学習に関する教材の希望など)、次いで「健康・医療」(病院の紹介依頼、不安なので話を聞いてほしい、など)、「教育」(家庭教師の希望など)と続いている。

(2) 曹洞宗ボランティア会(曹洞宗国際ボランティア会)

「曹洞宗ボランティア会(曹洞宗国際ボランティア会)」(現: シャンティ国際ボランティア会)は、1980年に発足した「曹洞宗東南アジア難民救済会議(JSRC)」の活動を継承するために設立された団体であり(曹洞宗国際ボランティア会 1996: 54-5)、設立当初はタイのカンボジア難民に対する支援をメインの活動としていた。その一方で日本国内においても滞日難民、特に滞日カンボジア難民に対し「図書館活動」「交流会活動」などの定住支援活動を行い(曹洞宗ボランティア会 1981: 2-3)、さらにその後、在日カンボジア人の自主的な文化サークルに対する運営支援を行った(曹洞宗国際ボランティア会 1996: 58-9)。これらのうち「図書館活動」と「在日カンボジア人の自主的な文化サークルに対する運営支援」について、それぞれの内容を確認しよう。

「図書館活動」は「郵送によるクメール本の図書サービス、クメール本の印刷」(曹洞宗ボランティア会 1981: 2)を指し、文字どおり利用登録者に対して母国語(クメール語)の図書を貸し出すものである。蔵書について「クメールの教育、文化、宗教、文学、漫画、その他と広い分野」(曹洞宗国際ボランティア会 1982: 4)とされる。この活動は、在日カンボジア人の知的欲求に応え、またカンボジア文化、クメール語(カンボジア語)の世代間の継承に寄与したと考えられる。

「在日カンボジア人の自主的な文化サークルに対する運営支援」は、在日カンボジア人が運営する文化サークルに対し「資金と運営面」(曹洞宗ボランティア会 1985: 18)から支援するものであり、カンボジア同胞間のつながりの構築や、「図書館」の場合と同様、カン

ボジアの文化や言葉の世代間の継承に寄与したと考えられる。

(3) 難民を助ける会

難民を助ける会は、1979年に設立された世界各地の難民支援を行うことを目的とする(定款第3条)団体であり、現在の主な活動地域は海外であるが、1992年にその姉妹団体である「さぼうと21」が設立されるまでの間、滞日難民を対象とした定住支援を行っていた。大別して奨学金事業、学習支援事業、相談事業が行われていた。

まず1982年から「難民救援奨学金」の支給が開始され、10人の滞日難民に奨学金が支給されるようになった。また翌1983年「難民塾」が、さらに「難民塾ひまわり」が1984年に、また「難民塾太陽」1986年に開設され、教科補完教育、日本語・母語教育が行われるようになった。そして1989年に進学や就学などに関する相談に応じるための「難民相談室」が開設され、滞日難民の抱える諸問題に対応する体制が整えられた(難民を助ける会 2009: 4-13)。

これらの事業は、内容や名称を変えながら、前述した姉妹団体である「さぼうと21」に継承され、現在も定住支援が提供されている(さぼうと21 2003)。

(4) 日本国際ボランティアセンター

日本国際ボランティアセンターは、主に海外において支援活動を行っている団体であるが、1983年から1995年まで滞日難民に対する定住支援活動を行ってきた(JVC「NGOの挑戦」編集委員会 1990: 288; 日本国際ボランティアセンター 不明a: 24)。主に、滞日難民宅への訪問や母国語によるニュースレター発行、定住者による自主活動の支援などが行われてきた。それぞれの内容は次のとおりである。

滞日難民宅への訪問は、同機関における最も長い事業である。この事業は「公的機関による不十分な日本への受け入れ、及びアフターケアに対し、定住難民を取り巻く地域の人々による定住者自立へのお手伝い」

(日本国際ボランティアセンター 1987: 19)のために、「主婦を中心としたボランティアが原則として週1回の割合で定住者の家庭を訪問し、日本語指導、生活相談など」(日本国際ボランティアセンター 1988: 21)を行うものであり、専門職ではなく一般の市民が滞日難民の家庭で日本語指導や生活相談を行うことを目的とした事業である。一方時間の経過により、「定住者とボランティアは日本語を教える教師対生徒という関係から、互いに一人の人間としての全人格的な付き合いに変わってきた」(日本国際ボランティアセンター 1988: 21)と、当初の目的(自立支援)以上の成果が表われるようになってきた。

母国語による生活情報誌刊行は、『『母国語で入手できる情報誌』という定住者が同胞のために始めたのがこれである』(日本国際ボランティアセンター 不明b: 32)と、母国語によって(=理解しやすい言語で)、日本での生活に必要な情報を掲載した情報誌の刊行を指し、1990年以降、ラオス語、クメール語(カンボジア語)で年に数回刊行されている。

また、定住者による自主活動の支援は、定住者の子どもに、母国語や母国文化の継承をするための活動に

に対する支援であり、具体的には「ラオスの子供に母国語を教えるラオス語教室に対する教材費、交通費等の支援」(日本国際ボランティアセンター 不明 b: 32)、「伝統舞踏の練習などに関する資金援助」(日本国際ボランティアセンター 不明 c: 25) など、主に現金給付による支援である。

#### (5) 法律扶助協会

法律扶助協会は、「法律上の扶助を要する者の権利を擁護し、もってその正義を確保する」(寄付行為 4 条)ことを目的とする、かつて存在した財団法人であり、その業務の一つとして「難民法律援助事業」が存在していた。この事業の内容は、「難民認定申請に関する法的援助」と「外国人向け法律ハンドブックの刊行」に大別されている。(佐川 1994: 23)

このうち「難民認定申請に関する法的援助」は、1983年 12 月から国連難民高等弁務官事務所の委託によって開始され、難民認定申請や難民の日本における生活に関して法的な援助を行うもので、主に難民認定申請に関する「相談」「難民認定申請」「訴訟」に関する援助が行われていた。

#### 4. 考察

定住文献調査の結果、分析対象とした NGO 団体による滞日難民に対する定住支援は表のとおりであるが、行われた定住支援の「実施時期」と「内容」について確認しよう。

##### 1) 定住支援の実施期間

最も早い団体で 1981 年から支援活動が開始された。そのほとんどの活動はすでに終了しているものの、一部については名称や内容を変えつつ現在でも支援活動が続けられていることが明らかになった。

##### 2) 定住支援の内容

支援は各団体ごとに異なる目的・方法で実践されている。「滞日難民宅への訪問」「相談」「日本での生活情報提供」「図書館の運営」「文化団体の運営支援」「奨学金支給」「教育(言語・教科教育)」などが挙げられたが、これらは 3 つ「日常生活に対する支援」「文化継承のための支援」「その両方に対する支援」に大別することができる。

「日常生活に対する支援」とは、例えば「訪問活動」に見られる日本での生活方法・情報の教示や、日本語教育、学習に関する支援(奨学金の支給や学校での学習の補完教育など)などが含まれ、日本で生活するために必要な情報や物資を提供する支援を指す。さらにこれらの実践によって、(副次的に)文化が異なる者の間の関係性の構築が進められたことを挙げることができる。

「文化継承のための支援」は、文字どおり異国の地である日本での生活において、彼らの母国文化を守り、継承していくための支援であり、具体的には「図書館の運営」など直接的に行う支援や、「文化団体の運営支援」など、彼らの活動へのサポートをつうじ、その実現を目指す活動を指す。

「その両方に対する支援」は、前述した「日常生活に対する支援」と「文化継承のための支援」の両方の性質を持つ支援であり、具体的には「相談」と「母語

教育」が含まれる。「相談」は言うまでもなく、多様な内容の困りごとがあり、それに対応することになる。また「母語教育」は、一見すると文化継承を目的とすると考えられるが、しばしば指摘されるとおり滞日難民の家庭においては家族間で理解する言葉が異なり、特に親子間での意思疎通が不十分なケースが散見される。これは親世代の人々は外国語(日本語)の習得に困難がある半面、子ども世代は母語を習得する機会がないために生じる現象である。「母語教育」には、このような家族間での意思疎通を円滑にするとの目的も含まれている。

#### 5. おわりに—結論と今後の課題

本研究では、滞日難民に対する NGO 団体の定住支援実践を、団体の刊行物(年次報告書やニュースレター等)から分析、概観した。その結果前節で指摘したとおり、「日常生活に対する支援」「文化継承のための支援」「その両方に対する支援」に大別することができることを確認できた。

前述したとおり、今後も難民が来日する。「日本人でも困っている人がいるのだから、そちらを優先して支援すべき」といった考え方が根強く存在しているが、筆者としては、国籍などの違いに関わらず、難民のように支援を要する人に対しては支援を提供することが必要と考える。一方で、かつてのように支援を提供する人の善意を全面に押し出した支援は適当ではないと考えられる。なぜならそれは一方的な支援に陥りやすく、またそのような支援は往々にして支援の継続性に課題が生じるためである。

では、どのような支援を行う必要があるだろうか。筆者としては次の 2 点を指摘する。

まず、いま以上の「公」と「私」の協働体制の構築の必要があると考えられる。公の責任で受け入れた以上、国や自治体も、これまで以上に積極的に日本で生活する難民支援に関わっていくことが必要であるが、様々な制約があることが事実であろう。その一方で NGO 団体などは、本稿で指摘したとおり、小回りの効いた支援をすることが可能である。それぞれの特性を活かしながら、切れ目のない役割配分を行うことが必要と考えられる。

もう一点として、いま述べた「公」と「私」、そして「支援を要する人」をつなぐソーシャルワーカーが必要と考えられる。本稿で検討対象としたような NGO 団体には、必ずしもソーシャルワーカーは配置されていない。よって、支援を要する人のニーズを的確に受け止めながら適切なサービスにつなぎ、さらに「公」や社会一般に対して日本で生活する難民の現状を訴えるなど、社会の変革を担っていくソーシャルワーカーを配置することは必須と考えられる。

最後に本研究の課題を指摘しよう。本研究では主に支援団体に焦点をあてた。このため、ボランティアなど実際に支援に携わっていた人に対する視点が不足していると考えられる。また、日本で生活する難民に対する視点が不足している。特に日本で生活する難民に対しては、単に「支援の受け手」と見なすだけでは不十分であり、彼らの「強さ」をより深く理解する必要がある。

あると考える。

これらの点については、別稿で検討する。

### 謝辞

快く資料をご提供頂いた諸NGO団体の皆さまに深くお礼申し上げます。

### 注

- 1) 「難民条約」とは、「難民の地位に関する条約」(1951年)と「難民の地位に関する議定書」(1967年)の総称である。
- 2) この冊子には、全部で16団体が掲載されている(「施設運営団体」を除く)。このうち、本研究の目的に合致する団体(日本国内で募金・活動または事務局活動以外の活動を実施)は8団体であり、さらに、資料が入手できた5団体を分析対象とした。3団体を検討対象としなかった理由は、「連絡先不明(団体が現存しない可能性あり)」「資料入手不可能」「日本での活動なし」であり、2010年6月から2011年2月の間、電子メール、電話、ウェブサイトを確認した。
- 3) 本表に表した定住支援活動の実績は各団体における主な活動であり、実際にはより多岐にわたった支援が行われている。ここでは「滞日難民に直接的に行われた支援」かつ「比較的長期間にわたって、定期的に行われた支援」を挙げた。作表にあたり参照した資料は以下のとおりである。若い難民を考える会：『若い難民に未来をーCYRニュース』各号。曹洞宗ボランティア会：『Bankaeng Post』『バンキャン・ポスト』『シャンティ』各号。難民を助ける会：難民を助ける会(2009)。日本国際ボランティアセンター：『活動報告・決算報告』『年次報告書』各年度版、『Trial & Error』各号、JVC「NGOの挑戦」編集委員会(1990)。法律扶助協会：『法律扶助だより』各号、『事業報告書』各年度版。
- 4) この支援に関する終期は明確になっていないが、1990年以降の会報誌からこの在日難民文化団体の名称の記述がないために、この年を一応の区切りした。但しそれ以降の会報誌に、名称は異なるが滞日難民の団体への助成に関する記述があり(たとえば、曹洞宗国際ボランティア会「シャンティ」編集室(1995:34))、支援的な関係が続いていると推測されるため、1990年以降は点線で示した。
- 5) この支援に関する終期は明確になっていないが、1993年に他の日本国内における活動が終了した旨の記述がある(若い難民を考える会1993:2)ため、この年を、本支援活動の終期とした。
- 6) 1992年の年次報告で、図書館活動に関し「貸出体制をとることができず、カオイダンとバンピナイ難民キャンプ閉鎖に伴う出版物の収集に留まりました」(曹洞宗国際ボランティア会「シャンティ」編集室1993:19)とあり、翌1993年の年次報告で「93年度の活動は、在日カンボジア難民の自治グループに対し、移動図書館活動で使用するカンボジア語図書の貸し出しと移動図書館

活動への資金的支援を行いました」(曹洞宗国際ボランティア会「シャンティ」編集室1994:47)とあり、93年度以降は図書館運営の主体性が異なっていると考えられ、92年度(93年3月)までの活動と判断した。

- 7) 2006年度まで実施。それ以降は日本弁護士連合会が業務継承(法律扶助協会2006:23)。

### 文献

- 法律扶助協会(2006)『法律扶助だより』94。  
 JVC「NGOの挑戦」編集委員会編(1990)『NGOの挑戦：日本国際ボランティアセンター(JVC)10年の記録』下、めこん。  
 小泉康一(2010)「日本におけるインドシナ難民定住制度 - 強いられた難民受け入れと、その後の意味」『大東文化大学紀要』, 社会科学(48), 37-104。  
 難民を助ける会(2009)『難民を助ける会30年のあゆみ1979年~2009年』。  
 日本国際ボランティアセンター(1987)『活動報告・決算報告』1986年度。  
 日本国際ボランティアセンター(1988)『活動報告・決算報告』1987年度。  
 日本国際ボランティアセンター(不明a)『年次報告書』1994年度。  
 日本国際ボランティアセンター(不明b)『年次報告書』1990年度。  
 日本国際ボランティアセンター(不明c)『年次報告書』1993年度。  
 荻野剛史(2006)「わが国における難民受け入れと公的支援の変遷」『社会福祉学』46(3), 3-15。  
 若い難民を考える会(1985)『若い難民に未来をーCYRニュース』14。  
 若い難民を考える会(1986)『若い難民に未来をーCYRニュース』17。  
 若い難民を考える会(1987)『若い難民に未来をーCYRニュース』19。  
 若い難民を考える会(1988)『若い難民に未来をーCYRニュース』22。  
 若い難民を考える会(1989)『若い難民に未来をーCYRニュース』23。  
 若い難民を考える会(1992)『若い難民に未来をーCYRニュース』30。  
 若い難民を考える会(1993)『若い難民に未来をーCYRニュース』31。  
 若い難民を考える会(2010)『年次報告書2010』。  
 佐川孝志(1994)「法律扶助協会の事業内容」法律扶助協会編『法律扶助資料』。  
 さぼうと21(2003)「社会福祉法人さぼうと21 私たちの活動」([http://www.support21.or.jp/what\\_we\\_do/index.html](http://www.support21.or.jp/what_we_do/index.html) 2011.02.22 閲覧)  
 曹洞宗ボランティア会(1981)『Bankaeng Post』6。  
 曹洞宗ボランティア会(1982)『Bankaeng Post』9。  
 曹洞宗ボランティア会(1985)『Bankaeng Post』32。  
 曹洞宗国際ボランティア会「シャンティ」編集室(1993)『シャンティ』112。  
 曹洞宗国際ボランティア会「シャンティ」編集室(1994)

- 『シャンティ』126.  
曹洞宗国際ボランティア会「シャンティ」編集室(1995)  
『シャンティ』140.  
曹洞宗国際ボランティア会編(1996)『アジア・共生・  
NGO:タイ、カンボジア、ラオス国際教育協力の現場  
から』明石書店.
- 武田 丈(2002)「エスニック・コミュニティ・ベース  
ド・ソーシャルワーク・プラクティスの可能性:兵  
庫県下の3つのエスニック・コミュニティに関する  
ケース・スタディからの提言」『関西学院大学社会学  
部紀要』92, 89-101.
- 武田 丈(2004)「コミュニティ・エンパワーメントの  
ための参加型リサーチの可能性:滞日外国人コミュ  
ニティの抱える問題とその支援方法」『関西学院大学  
社会学部紀要』96, 223-34.
- UNHCR駐日事務所(1988)『インドシナ難民Q&A  
ー共に生きるために知りたい』国際連合難民高等弁  
務官事務所.

## Refugee Settlement Assistance by Non-governmental organizations in Japan

Takahito OGINO

*Division of Human Sciences, Department of Human Sciences, Aichi Mizuho College*

More than 30 years have passed since Japan began allowing refugees to live here. During that period, Japan accepted approx. 11,000 Indo-Chinese refugees and 600 convention refugees. Furthermore, getting refugees in Myanmar to settle in Japan is being promoted as a pilot case. As a result, we can assume that living with refugees will be a common aspect of life in Japan.

Generally, various types of support are needed for Refugee's re-settlement. In Japan, these supports are offered by the private sectors such as non-government organizations. However, the manner in which this support is given has not been clear.

Based on this background, the present study aims to clarify the various types of assistance that have been granted to Indo-Chinese refugees by non-governmental organizations through an analysis of 5 NGO's recording practices.

The results of the analysis clarifies that the 5 NGO offered refugees living in Japan the following three kinds of supports from 1981 to 2000: "supports for daily lives," "supports for the succession of their own culture," and "supports for each of these activities."

Keywords:

Refugees living in Japan   Resettlement support   Non-governmental organization